

役員報酬規程

社会福祉法人 八生会

社会福祉法人八生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八生会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者（理事長・理事）の役員等報酬は、別表第1の定めによるものとする。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金を支給する。退職慰労金については別表3の定めによる。
- 2 退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、年間所定労働日数を12で除した日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	年次報酬等合算上限額
理事長	理事長合算上限年額 2,000万円
常務理事	常務理事合算上限年額 1,500万円
理事	理事合算上限年額 1,200万円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円（税抜き）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円（税抜き）

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円（税抜き）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円（税抜き）

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円（税抜き）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円（税抜き）

（4）顧問

	日額
理事会等会議への出席	5,000円（税抜き）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円（税抜き）

別表 3（退職慰労金）

内容	理事	監事	評議員
在任期間 2年未満	10,000円	同左	同左
2年以上 5年未満	20,000円	同左	同左
5年以上10年未満	30,000円	同左	同左
10年以上15年未満	50,000円	同左	同左
15年以上20年未満	70,000円	同左	同左
20年以上	100,000円	同左	同左

*複数の役職を歴任した場合、それぞれの期間を合算した期間とする。

旅費規定

研修及び出張費	交通費及び宿泊費実費 日当 2,000円/日 食事料 2,000円/一夜
---------	--

*その他 (福) 八生会旅費規定に準じる